

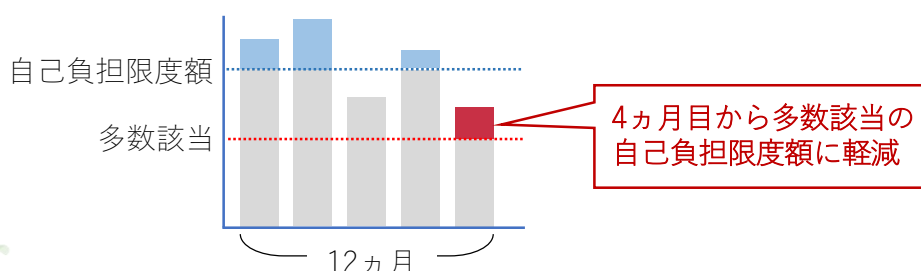
高額療養費制度について（70歳以上の方）

※ 65歳以上で後期高齢者医療の方も含まれます

医療費が高額になることが予想される場合、保険証とともに「限度額適用認定証」等を提示していただくと、医療機関の同じ月の窓口負担金額が一定の金額を超える場合に、窓口で支払う金額が自己負担額までになります。なお、マイナンバーカードによる保険証確認をしていただくか、当院のオンラインによる保健及び限度区分の確認に同意いただければ、保険証及び限度額適用認定証のご提示は不要です。

区分		自己負担限度額（月額）			食事負担額(食)
		外来(個人ごと)	外来＋入院(世帯ごと)	多数該当 4回目以降	
現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	$270,300円 + (医療費 - 901,000円) \times 1\%$		140,100円	550円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	$179,100円 + (医療費 - 597,000円) \times 1\%$		93,000円	
	Ⅰ 課税所得145万円以上	$85,800円 + (医療費 - 286,000円) \times 1\%$		44,400円	
一般 課税所得145万円未満		22,000円 年間216,000円まで	61,500円	44,400円	
住民税非課税	Ⅱ	11,000円 年間96,000円まで	25,700円	24,600円	270円
住民税非課税	Ⅰ	8,000円	15,700円	－	130円

- 「非課税世帯Ⅱ」は世帯員全員が①市町村民税非課税者、あるいは②受診月に生活保護法の要保護者であって、自己負担限度額・食事標準負担額の減額により保護が必要でなくなる方です。
- 「非課税世帯Ⅰ」は世帯員全員が「非課税世帯Ⅱ」に該当し、さらにその世帯所得が一定基準以下の方です。
- 70歳以上の自己負担限度額は、世帯単位(入院・外来含む)・個人単位(外来のみ)別に適用されます。保険外併用療養費の自己負担分や入院時食事療養費・入院時生活療養費の自己負担分については対象外です。
- 多数該当：直近1年間における4回目以降の自己負担限度額（月額）



- 世帯合算：同一月に同一世帯内でかかった自己負担額の合算額に対して高額療養費が適用
※ 世帯員の保険証の詳細に応じて合算の適用可否が異なります
詳細は保険者までお問い合わせください
- 住民税非課税Ⅱの方は、過去12ヵ月の入院日数(住民税が非課税である期間に限る)が90日を超えると食事負担額が1食220円に減額します。
90日を超える場合には保険者へ限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をし、医療機関へ提示していただく必要があります。

令和8年8月 地域医療支援センター作成



掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター